

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 公 告	所管課（室）名
・落札者等	税 務 課
・大規模小売店舗の新設の届出	経 営 支 援 課
・都市計画の図書の縦覧（3件）	都 市 政 策 課

公 告

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和5年11月21日

長崎県知事 大石 賢吾

- 物品等又は特定役務の名称及び数量
長崎県県税総合システム用機器等の賃貸借及び保守契約（仮想化）
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県総務部税務課（県税システム班）
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話095-895-2216
- 調達方法
借入等
- 契約方法
一般競争入札
- 落札決定日
令和5年10月19日
- 落札者
長崎県長崎市尾上町5番6号
NBC情報システム株式会社 代表取締役 藤原 正義
- 落札価格
344,280,000円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- 入札公告日
令和5年9月5日
- 落札方式
最低価格

大規模小売店舗の新設の届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和5年11月21日

長崎県知事 大石 賢吾

- 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ダイレックス佐々中央店
長崎県北松浦郡佐々町羽須和免字社の元363番1 外
 - (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
 - (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和6年6月27日
 - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,646平方メートル
 - (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地内 71台
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
建物西側 20台
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
建物西側 65.0平方メートル
建物東側 40.0平方メートル 合計105.0平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内東側 7.5立方メートル
建物東側 9.0立方メートル 合計16.5立方メートル
 - (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時00分から午後10時00分
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
建物敷地西側 2箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 2 届出年月日
令和5年10月26日
 - 3 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
 - (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐々町企画商工課
 - 4 その他
法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年11月21日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 都市計画の種類及び名称
長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道の変更（長崎市決定）
- 2 縦覧場所
長崎県土木部都市政策課及び長崎県長崎振興局

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年11月21日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 都市計画の種類及び名称
琴海都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道の変更（長崎市決定）
- 2 縦覧場所
長崎県土木部都市政策課及び長崎県長崎振興局

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年11月21日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 都市計画の種類及び名称
三和都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道の変更（長崎市決定）
- 2 縦覧場所
長崎県土木部都市政策課及び長崎県長崎振興局

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五)二二一四

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト